

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県運営適正化委員会

(社会福祉法 8 3 条による設置者：  
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会)  
委員長 小賀野 晶一

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）実施体制整備に係る  
公的支援の強化について（要望）

千葉県運営適正化委員会は、「日常生活自立支援事業」（※判断能力の低下しつつある方々への金銭管理支援や福祉サービス利用に係る相談支援を無料低額な料金で一体的に提供する事業で、法定事業名は「福祉サービス利用援助事業」。本文中、以下「本事業」とする）の適正な運営を確保するため、第三者的な事業運営監視機関として社会福祉法第 8 3 条の規定に基づき設置されています。

当委員会はその設置目的に基づき、当該事業の利用希望者が迅速かつ適切なサービスを利用できるよう、各々の事業実施機関の事業運営状況について公正、中立な立場から運営監視を行っておりますが、各事業実施機関における脆弱な人員配置や事業運営財源の不足等、県内の事業実施体制が十分に整備されていない現状に鑑み、「日常生活自立支援事業」実施体制整備への更なる公的支援の必要性を痛感し、今般貴台に対し要望を行うことといたしました。

社会福祉法では都道府県の社会福祉協議会が、管内市町村社会福祉協議会等と連携して各々の都道府県内で、「福祉サービス利用援助事業」があまねく実施されるために必要な事業を行うことが規定されておりますが、これを踏まえ国レベルでは、平成 11 年 10 月から当該事業に係る国庫補助事業（「日常生活自立支援事業」）が開始され、以後全国で本事業が実施されております。

本県においては本事業を実施するにあたり当初、旧広域行政（支庁）圏域を単位として逐次、基幹センター（「広域後見支援センター」）が整備されてきましたが、介護保険法や障害者自立支援法等、福祉サービスが市町村域を基盤に展開される今日、本事業は各市町村行政が取り組む「地域包括支援センター事業」や「指定相談支援事業」との連携、すなわち「成年後見制度の利用促進」並びに、知的・精神障害者の「地域生活移行支援」の後方支援的な役割・機能をも担うことが強く求められ、千葉県社会福祉協議会では、平成 24 年度より本事業が市町村域を基盤にきめ細かく展開されるよう、各市町村社協を基幹センターとした実施体制整備に取り組んでいます。

しかしながら、当委員会が社会福祉法第 83 条により毎年実施する本事業実施状況調査において確認された各事業実施機関の事業実施環境は極めて厳しい状況にあり、市町村を単位に本事業を実施する単独実施社協（平成 24 年度からは一部公費補助実施に伴い「基幹センター」扱い）は言うに及ばず、従来本事業推進の中核を担ってきた 10 箇所（広域後見センター）でさえ、利用者（契約者）数に応じた職員（専門員）配置のための必要財源が確保されていない状況が多数見受けられます（以上、千葉県運営適正化委員会が実施した「平成 24 年度福祉サービス利用援助事業実施状況調査」より）。

これは、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が障害福祉サービスや介護保険サービス等と異なり一定の国庫補助はあるものの、事業の位置づけとして「無料又は低額な料金で、（中略）一連の援助を一体的に行う事業」であること等、事業そのものにおいて収支を安定させることが構造上不可能な枠組みとなっていることが最大の理由ですが、こうした事業実施環境下においては、一定の運営費補助が得られる広域後見支援センターであっても潜在的な利用ニーズを掘り起こすことが困難になっている状況は言うに及ばず、現在の利用ニーズにさえ適切に応えることができず常時サービス利用待機者を生みだしている状況にあります。すなわち、本県の本事業の利用率（※本事業の利用が必要と

考えられる対象者推計と実利用者の割合)においては、本県(平成24年度末で1.44%)と全国平均8.34%(同年度12月末)との間に約6倍もの格差を生んでおり、こうした傾向は県内の市町村間でも同様で、市町村レベルで本事業の展開が見られる地域とそうでない地域(基幹センターの有無)との地域間格差は甚だしく、地域によっては、住民として必要なサービスが享受できない等、住民サービスの観点からも著しい不利益が及んでいる状況です(※平成25年度都道府県・指定都市社会福祉協議会日常生活自立支援事業所長会議における厚労省公表資料、及び平成25年3月末現在の千葉県後見支援センター作成資料より)。

一方、本事業の県内利用者数はこうした脆弱な事業実施体制を反映し全国的には未だ低位にあるものの、ここ数年着実に増加の一途をたどっており、平成25年3月末現在の契約者は626名にのぼり、18箇所の事業実施機関中、7機関においては、1名の専門員がケースを適切に担当し得る標準契約者数(35ケース)を上回り、日常生活自立支援事業への国庫補助基準では、本来2名の専任による専門員の配置が求められる状況です(※千葉県の利用者数を国の職員配置基準で換算した場合、本来27名の職員配置が必要だが、実質上の補助対象職員数は10名である)。

国勢調査の結果に基づく今後の推計人口から、本県の高齢者人口は全国2番目の伸びを示しているが、高齢者単身世帯や認知症高齢者の数は今後ますます増加することが予測され(※国立社会保障・人口問題研究所における日本の世帯数の将来推計[平成20年3月]によれば、高齢者単身世帯は2010年の時点では総世帯総数の概ね9.2%だが、2030年には14.7%に増加し、厚生労働省が平成24年8月24日に公表した「日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者」の将来推計は、2010年時点では約280万人[9.5%]だが、2025年には470万人[12.8%]に増加することが見込まれる)、千葉県高齢者保健福祉計画(平成24年度～平成26年度)においても本事業(日常生活自立支援事業)は主要な基本施策の一つとして充実強化の必要性がうたわれています。また、平成24年4月に示された第4次千葉県障害者計画(改訂版)においても、地域における相談支援体制や成年後見制度の充実強化とともに本事業(日常生活自立支援事業)の一層の充実強化の必要性が掲げられ、入院中の精神障害者の方々や社会福祉施設に入所中の知的障害者の方々の地域生活移行の目標数値達成には、地域生活における権利侵害を防止し尊厳を持った生活を支援する本事業の役割・機能は欠かすことができないものと認識しております。

しかしながら、こうした状況に反し、現行の「日常生活自立支援事業」実施体制は上述のとおり未だ極めて脆弱であり、かかる状況では本事業における県内全域での同水準のサービス提供が困難となるばかりではなく、千葉県高齢者保健福祉計画や第4次千葉県障害者計画(改訂版)の目標数値(平成26年度の契約者目標は各々800件)の達成さえ到底不可能と判断しております。

なお、第2次千葉県地域福祉支援計画(平成22年3月策定)では「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくり」が提唱されていますが、この基本理念を名実ともにするためにも、日常的な金銭管理支援や福祉サービス利用援助サービスの一体的な提供を通じ、認知症高齢者や知的・精神障害者の地域生活における権利を擁護し、自立生活を支援する「日常生活自立支援事業」実施体制の充実・整備は喫緊の課題であると考えます。

以上を勘案し、本委員会として下記事項について早急に実現されるよう強く要望いたします。

## 記

### 要望事項

1. 判断応力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者への様々な権利侵害を防止し、これらの方々が地域で尊厳のある自立生活を送ることが出来るよう、「日常生活自立支援事業」(福祉サービス利用援助事業)の各市町村域における事業実施体制整備(専任の専門職員配置並びに安定的事業運営財源の確保)に向け更なる財政的支援を図っていただきたい。
2. 市町村段階における「日常生活自立支援事業」(福祉サービス利用援助事業)実施体制の整備・確立に向け市町村行政への所要の働きかけを強化いただきたい。